

横浜市港北区公の施設の指定管理者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、港北区が所管する公の施設の指定管理者の指定を公正かつ適正に実施するために必要な手続等について定めることを目的とする。指定管理者の指定に関しては、法令、条例その他別に定めるもののほか、この要綱による。

(指定管理者の指定の基準)

第2条 横浜市公会堂条例施行規則第6条、横浜市地区センター条例施行規則第4条第1項、横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第4条第2項、横浜市スポーツ施設条例施行規則第4条、横浜市老人福祉施設条例施行規則第5条第3項に規定する区長が定める指定管理者の指定の基準並びに横浜市公園条例施行規則第9条の2及び区長委任規則第2項第6号の2の規定により区長が定める指定管理者の指定の基準を定めるに当たっては、区長は、あらかじめ、第4条に規定する横浜市港北区指定管理者選定委員会（以下、「委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

2 区長は、横浜市福祉保健活動拠点条例第1条第2項別表に定める福祉保健活動拠点の指定管理者の指定の手続きを行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴いて指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(区長が必要と認める書類)

第3条 横浜市公会堂条例施行規則第7条第2項第5号、横浜市地区センター条例施行規則第5条第2項第5号、横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第5条第2項第5号、横浜市老人福祉施設条例施行規則第6条第2項第5号及び横浜市福祉保健活動拠点条例施行規則第4条第2項第6号に規定する区長が必要と認める書類、並びに横浜市公園条例施行規則第9条の3第2項及び区長委任規則第2項第6号の2の規定により区長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 過去3年分の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書
- (2) 過去3年分の貸借対照表及び損益計算書
- (3) 現在の組織・人員体制を示す書類、就業規定、給与規定等
- (4) 団体の設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかる書類
- (5) その他、委員会が必要と認める書類

(指定管理者選定委員会)

第4条 公平かつ適正な指定管理者の選定を行うため、区長の諮問機関として、委員会を置く。

2 委員会の委員は、5人以内とする。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(指定管理者の選定及びその報告等)

第5条 区長は、指定管理者を選定するに当たっては、委員会の意見を尊重しなければならない。

2 区長は、指定管理者を選定したときは、すみやかにその施設を統括する局長に報告しなければならない。

(指定の取り消し、業務の停止)

第6条 区長は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、あらかじめその施設を統括する局長と協議しなければならない。

2 前項の協議の結果、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、直近に開催される委員会に報告しなければならない。

(その他)

第7条 区長は、この要綱の施行に関し必要な事項を定めることができる。

(付則)

- 1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。
横浜市港北区地区センター指定管理者の指定に関する要綱（平成15年11月7日制定）は廃止する。
- 2 この要綱は、平成17年9月30日から施行する。
横浜市港北区公共施設指定管理者の指定に関する要綱（平成17年3月22日制定）は廃止する。
- 3 この要綱は、平成20年6月19日から改正する。
- 4 この要綱は、平成21年10月30日から改正する。

横浜市港北区指定管理者選定委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、横浜市港北区公の施設の指定管理者の指定に関する要綱第4条第3項の規定に基づき、横浜市港北区指定管理者選定委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 指定管理者になろうとするものから提出された事業計画書その他の書類を審査し、その施設の設置の目的を最も効果的に達成できると認められるものを選定し、その結果を区長に報告すること。
(2) その他、区長から諮問のあった事項を審議すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、港北区所管の公の施設の指定管理者になろうとするもの及び現に指定管理者であるものと利害関係を有しない有識者、学識経験者、及び区民その他区長が必要と認める者を区長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱した日から、横浜市港北区公の施設にかかる指定管理者が指定された日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により選出する。
3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第7条 委員会は、会議を開催したときは、その都度、議事録を作成しなければならない。
2 委員会は議事録を確認する委員を、あらかじめ選出しておくことができる。

(関係者の出席)

第8条 委員長が委員会における審議に必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、その意見又説明を求めることができる。

(委員の責務)

第9条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。
2 委員は、公募に参加した、あるいはしようとする者に関与してはならない。また、委員が関与する者が公募に参加した事が判明したときは、委員会は委員が関与した者を選考対象外とする。
3 委員は、選考のうえで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、指定管理者に移行を予定する公の施設の所管課において処理する。

(その他)

第11条 委員長は、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

(付則)

- 1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。
横浜市港北区指定管理者選定委員会設置要綱（平成15年11月7日制定）は廃止する。
- 2 この要綱は、平成17年9月30日から施行する。
港北区指定管理者選定委員会設置要綱（平成17年3月22日制定）、港北区区民施設作業部会設置要綱（平成17年3月22日制定）及び港北区福祉施設作業部会設置要綱（平成17年3月22日制定）は廃止する。
- 3 この要綱は、平成20年6月19日から改正する。